

行政経営会議の内容

件 名	「都市計画法第 34 条第 7 号」の運用基準の一部改正について
所 管 部	まちづくり部
日時・場所	令和 8 年 7 月 29 日（水） 9：05 ～ 9：25 政策会議室
出 席 者	市長、副市長、教育長、未来政策部長、総務部長、市民経済・にぎわい創出部長、環境共生部長、健幸・スポーツ部長、あんしん福祉部長、こども部長、まちづくり部長、市立病院事務局長、消防長、教育部長、まちづくり計画課長
提 出 理 由	市街化調整区域にある既存工場の増設も許可対象とするため、「都市計画法第 34 条第 7 号」の運用基準を一部改正するにあたり、その内容について了承を得るため
会議経過	【主な意見等】 - これまで、市街化調整区域内に工場のある事業者から、事業拡大等により増築したい意向があったか。 （所管部）一部の事業者は増築したい意向を示していた。令和 5 年の国の技術的助言により、市街化区域内で増築が可能とされたことを踏まえ、今回の改正を行うこととした。 - 産業用地の不足が課題となる中、今回の改正はいい方向に進むものだと思う。また、市街化区域内にある既存工場が市街化調整区域内に工場を増築できれば、事業拡大や事業所誘致の促進につながると思うが、これは法的に許可できない事例なのか。 （所管部）その事例は法的に許可できる対象ではない。 - 今後、市街化調整区域をどのように活用していくかなど、市としての方針はないのか。また、今回の改正に関し、他自治体における事例はあるのか。 （所管部）現在、市として市街化調整区域の方針はないが、今後方針を策定する話が部内で持ち上がっている。また、他自治体における事例について、神奈川県内では事例がないが、全国的にみると、つくば市、水戸市、奈良県などで事例がある。 - 市街化調整区域の性質上、活用されていない土地が残っているため、福祉施設や老人ホームを建てたいという話を受けることがある。その際、市街化区域内で充足しているため、市街化調整区域を活用する必要はないと説明しているが、広く緩和していくと事業者が多く入ってくることになる。今回の改正は、産業用地の不足の課題に対し、政策的に認められるものであることから、部分的な緩和に留まるため問題ないと考えられる。
会議結果	案のとおり、進めていく。